

文化

沈黙に向き合う

沖縄戦聞き取り47年

石原 昌家

(43)



家永教科書検定第三次訴訟の第一審判決について掲載した「判例時報」(1990年2月15日号)

第3次家永教科書裁判の第一審判決をみる前に、裁判の争点を改めて確認しておきたい。家永氏が「集団自決」という4文字を事実上の命令によって書き

入れたことを憲法違反として国を訴えた。家永氏側は「この住民の『集団自決』というのは、日本軍の『指導・誘導・教唆・強制・命令』などによって住民同士

認識なので、沖縄戦体験を巡って家永氏側と国側は真向から対立していた。家永氏側の安仁屋昭証人が「住民に集団自決なるものはなかった」という発言は、まさにそれは日本軍による「間接殺害」すなわち「強

初の「裁判所判断」

国側の意見に沿う

「間接殺害」の実相認めず

して得られる自決命令があったのか、なかったのかという点についての結論と反論している。「重大な

と答えている。この曾野証人に対する原告側の安仁屋証人は注射で

者・山下虎雄軍曹の「退去命令」について島人から聞き取りしたときのことである。山下軍曹は班長ら島の

スコミの注目を集め、大々的に報じてきたので、日本の裁判所が史上初めて「沖縄裁判の判断」をどのよ

団自決を同視し得るが、この断定的にとらえることはできない。したがって、『集団自決』の実態について断

曾野氏の証言

曾野氏は法廷で「できるだけ実証可能である」ということが、第一です。それから、推論と断定を

たという証拠もありません。というのは、作家的想像と笑われるかもしれないけれども、あるときどき

絶望的な状況におちいって、『集団自決』に追い込まれていった客観的状況を考

りでは「事実」と「真実」の見極めが大事なことを教えられたものである。

「その、座間味島の集団自決についても、従前は軍の自決命令によるもので

2月、東京高裁の控訴審に私人が、原告家永氏側の証人を依頼されたことを本連載40回(5月30日)に記

家永教科書検定第三次訴訟の第一審判決について掲載した「判例時報」(1990年2月15日号)

国側代理人の問「問17 証人が調査取材した結論と

思いました」(安仁屋編、前出、1991-1992)

地獄の波照間島で、その惨状の元凶である離島残置課

家永氏側の4人の証言がマ

の主張するように、日本軍のために殺された事例と集

判問題に触れていく。(次回7月後半掲載)